

# 川越市教育委員会第2回定例会会議録

- 1 会議の場所 川越市教育委員会 教育委員会室
- 2 開 会 平成25年4月22日 午後3時40分
- 3 閉 会 平成25年4月22日 午後5時
- 4 出席委員 梶川牧子、長谷川 均、原田由美、長井良憲、伊藤 明
- 5 欠席委員 なし
- 6 委員長の職務を行った者 委員長梶川牧子
- 7 説明のため出席した者 教育総務部長横田 隆、学校教育部長新保正俊、教育総務部副部長兼教育財務課長円城寺実、教育総務部参事兼地域教育支援課長芹沢雅一、教育総務部参事兼中央公民館長大嶋美紀夫、学校教育部副部長兼学校管理課長小林英二、学校教育部参事兼教育指導課長佐野 勝、学校教育部参事兼教育センター所長福島正美、教育総務課長川合俊也、文化財保護課長忽滑谷達夫、中央図書館長澤田勝弘、学校給食課長岩澤義明、市立川越高等学校事務長御菩薩池和良

## 8 前回会議録の承認

平成24年度川越市教育委員会第12回定例会会議録及び平成25年度第1回臨時会会議録を承認した。

## 9 議題及び議事の概要

日程第1議案第4号 川越市立高等学校通則の一部を改正する規則を定めることについて

副部長兼学校管理課長

平成24年度の入学者から全ての学科で35人学級を導入しており、年次進行により第3学年の全学科の生徒定員を改正しようとするものである。今回の改正により全ての学科・学年において35人学級が実施されることとなる。その他、埼玉県立高等学校通則第1条が文言整理されたことに伴い、県の例にならい第1条の規定を整理するものである。なお、この規則の施行期日は平成26年4月1日としようとするものである。

委 員

35人学級を導入してからの効果及び問題点について伺いたい。

副部長兼学校管理課長

普通科については、35人学級の導入前に比べて活気が出てきた。他の学科については、一人一人に目の届いた指導が出来るようになった。問題点については、普通科が30人から5人増えることで個々への指導がおろそかになることが懸念されたが、そのようなことはなかった。

委員

進学率が向上したなど、具体的な成果は現れているのか。

副部長兼学校管理課長

35人学級の成果かどうかは不確定であるが、これまで実績の無かった大学への合格者が出ており因果関係を確認していきたい。

委員

35人学級導入の効果はあったとのことであるが、小中学校も含めて35人は妥当な人数であると理解してよろしいか。

副部長兼学校管理課長

何人が適切かとの判断は難しいが、今後の効果及び必要な支援について見極めていきたい。

(全員異議なく原案どおり決定)

**日程第2議案第5号 川越市立図書館協議会委員を委嘱することについて**

(非公開)

**日程第3議案第6号 川越市社会教育委員を委嘱することについて**

(非公開)

## 10 報告事項

(1) 平成24年度川越市立学校職員の人事評価実施結果報告について

(非公開)

(2) 体罰に係る実態把握について

副部長兼学校管理課長

平成24年4月1日から平成25年1月31日までの間における体罰に係る実態把握のため調査を実施した。当該調査は文部科学省より体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態把握についての依頼が埼玉県教育委員会を通じて各市町村教育委員会にあり、各市町村立小中学校における状況を報告するものである。調査の趣旨は、児童生徒に対する体罰の実態を把握し、体罰禁止の徹底を図り、信頼関係に立つ教育活動の推進に資することである。また、調査にあたっては、教職員のみならず児童生徒及び保護者への調査もあわせて行うこととされており、本市では、保護者及び教職員を対象として調査用紙を作成し実施した。児童生徒については、保護者が回答する際に、家庭で児童生徒から聞き取りをして回答することとし、保護者対象の調査の中で児童生徒の実態把握を行うこととした。調査の回答方法は、保護者用は担任等への提出又は各学校の回収箱に入れることとし、教職員用は管理職への提出とした。なお、教職員の対象者は部活動の外部指導者等は含まれていない。

次に調査結果について報告する。保護者または児童生徒から体罰との訴えのあった件数と教職員から申告のあった件数は40件で、教育委員会としては、この

40件について具体的な内容、経過、状況等を複数回に渡り聞き取りを行った。そこで把握した内容から、体罰18件、正当な行為8件、指導11件、事実不明3件と判断した。また、体罰と判断した18件についての校種別は、小学校6件、中学校12件である。これらについては、さらに詳細な事実関係を校長の指導内容等も含め教育委員会に報告させ、体罰の状況確認をした。いずれの事案についても、児童生徒に大きなけがはなく、また、体罰により児童生徒が不登校や深刻な状況に至ることもなかった。しかし、18件の内、小・中学校それぞれ2件、計4件については、体罰が複数回行われていたり、懲戒の延長線上にない行為であることから、学校長の指導にとどめることなく、教育委員会において教諭本人及び学校長に直接指導を行った。

体罰については、臨時校長会で、「教職員の事故防止について」の通知を埼玉県教育委員会作成の「教職員事故防止強化期間中の取組結果のまとめ」とともに配布し、すべての教職員に対して、体罰は決して許されるものではないことを改めて指導するよう指示した。

今後も体罰を含め、教職員事故防止に努めていきたい。

委員

体罰の定義について伺いたい。

副部長兼学校管理課長

文部科学省による「学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する参考事例」では、体罰、認められる懲戒、正当な行為の事例が示されているが、その判断には難しい部分がある。本市としては、埼玉県の西部教育事務所と相談し判断している。当該調査の報告でも同事務所に確認している。

委員

体罰の発生状況について、授業中又は部活動中等の状況別の件数を伺いたい。

副部長兼学校管理課長

状況別には分けていないが、部活動関係で把握しているのは1件である。これについては、懲戒の延長ではないと認められるため本人に直接指導したところである。

委員

小中学校には外部指導者はいるのか。

副部長兼学校管理課長

外部指導者はいる。今回の調査対象となっていないが、実際には外部指導者についての報告が1件あり調査結果の件数に含めている。

委員

教職員には体罰に対する研修を設けることはできると思うが、外部指導者に対しても研修の機会を設けてもらいたい。特に外部指導者は部活動での成績向

上を強く求められる中で、体罰以外に指導の方法はあるとの意識付けを行って  
もらいたい。

副部長兼学校管理課長

研修という形では難しいが、学校長を通じて指導を行いたいと考えている。

委員

外部指導者が体罰行為を行った場合、本人の進退等の責任について伺いたい。

副部長兼学校管理課長

けが等の状況によっては、本人への責任も考えられる。

### (3) 平成24年度におけるいじめ問題への対応と今後の取組について

参事兼教育指導課長

平成24年度におけるいじめ問題への主な対応を報告する。いじめの早期発見のため、「児童生徒用アンケート」を平成24年9月と平成25年1月の2回、また、「保護者アンケート」を平成24年11月から12月にかけて実施した。これまで見つけることの出来なかった事案も含まれていたが、アンケートで把握したいじめは全て対応した。また、アンケートについては、保存期間を3年間と定め、記録として各学校で保存するようにした。相談しやすい環境作りとして、全校に相談箱を設置するとともに、平成25年1月より川越市立教育センター分室リベラにいじめ相談電子窓口を設置した。低学年・中学年の児童には電子窓口は難しいため、学校内で各担任が相談しやすい雰囲気作りに努めてきた。さらに、各学校は校内いじめ対策委員会を設置し、委員にPTA会長や自治会長を加え、学校の実情に応じて情報交換や取組についての協議を行った。また、川越市児童生徒連絡協議会での話し合いを受けて、各学校で児童生徒が主体となったいじめ撲滅の活動に取組んだ。いじめの早期発見・早期対応をまとめたいじめ初期対応マニュアル」やいじめ対策に組織的・計画的に取組むための「いじめ防止年間計画」を作成した。また、校長会においては、いじめの撲滅の他、非行問題行動への対応について、警察や児童相談所等の関係機関と積極的に連携することを周知した。また、インターネット上のいじめに対応するため、ネット監視活動を平成24年12月から試行した。

次に平成25年度の方針と具体的な取組について報告する。基本方針は5点で、①教師の感性を磨き、いじめ問題の早期発見・早期対応に万全を期すこと。②児童生徒との信頼関係を深めるとともに、学級経営、道徳教育を充実すること。③児童生徒が主体となった取組を推進すること。④学校と保護者、教育委員会、関係機関等との連携を強化すること。⑤いじめ問題の対応に係る教職員研修を実施することである。これを踏まえた具体的な取組は、①いじめの早期発見のため、平成25年7月と12月に児童生徒アンケート及び平成25年12月に保護者アンケートを実施する。②ネットパトロール及びいじめ相談電子窓口を通年で実施

する。③川越市児童生徒連絡協議会と連携し各学校の児童生徒が主体となったいじめ撲滅に向けた取組を推進する。④川越市いじめ不登校対策検討委員会において、ネットいじめの対応マニュアルを作成する。⑤学校指導訪問、校種間連携による指導主事の学校訪問、生徒指導担当指導主事による学校訪問を実施し、方針の定着を図る。⑥いじめ防止に向け、警察、教育委員会、校長会が連携し、児童生徒への啓発活動を推進する。⑦各種教職員研修会において、いじめ問題の対応に係る内容を取上げ実施する。また、7月に生徒指導主任を対象にいじめの初期対応に関する研修会を行い、8月に教頭を対象にいじめ問題における関係機関との連携について研修会を実施する。

委員

平成25年度の取組について、児童生徒アンケートが2回、保護者アンケートは1回の実施予定であるが、実施回数が少ないのではないかと。

参事兼教育指導課長

これは、教育委員会として実施するものである。この他に、学校では毎月実施するなど適宜行うこととしている。

委員

アンケートで把握したいじめについては全て対応したとは、どのような意味か確認したい。

学校教育部長

アンケートで把握した内容を事実確認していじめであると認知したものに対して、継続的に指導を行い対応したということである。

委員

アンケートの保存期間を3年とした根拠を伺いたい。

学校教育部長

中学校が3年間で卒業すること及び市の保存年限基準を参考に小学校も含めて保存期間を3年とした。なお、アンケートの集計等の記録は引続き残していきたいと考えている。

委員

保存期間が3年では、小学校では在学中に原本を処分することになり問題ではないか。保存期限については再検討していただきたい。

委員

平成25年度の取組で教師の感性を磨き、いじめ問題の早期発見・早期対応に万全を期すとあるが、教師の感性とは具体的にはどのようなことか。

参事兼教育指導課長

早期発見・早期対応のため、特に若手の教諭がいじめを見過ごすことの無いように、相手の立場を考えられるような見方を身に付けるということである。

委員

具体的にはどう磨くのか。

参事兼教育指導課長

具体的にはベテランの教諭から若手の教諭へ教えていくことである。児童生徒との関わりの中で教え合っていきたいと考えている。

委員

日常的に会議や事務処理など教諭の負担が多くなっている中で児童生徒に関わる時間が少なくなっていると思われる。したがって、教諭の負担軽減が急務と考えるがいかがか。

学校教育部長

教諭の負担軽減については学校教育部において負担軽減会議で協議しており、軽減できるものは対応していきたい。それと同時に、児童生徒に接する時間は授業が一番多いので、そこでの触れ合いを大切にし変化にも気付くようにしていきたい。

委員

児童生徒が主体となった取組の推進について、具体的な内容を伺いたい。

参事兼教育指導課長

各学校に児童生徒の委員会があり、その中で小学校では「あいさつ運動」、「ポスターによる呼び掛け」等の実施、また、中学校では「イエローリボン運動」等の活動を実施し児童生徒同士で啓発を図っている。

委員

学校によって活動の温度差が出ないよう教育委員会で環境づくりを行ってもらいたい。

委員

昨年度、自治会長等の地域の方々も参加している校内いじめ対策委員会に出席していた。その中では、地域の方が登下校時の子どもの様子を良く把握しており、いじめの前段階として早期に対応が出来たことがあり、非常に有効な会議と認識している。今年度は何回開催する予定か伺いたい。

学校教育部長

基本的には各学期に1回開催する予定であるが、いじめ問題だけではなく様々な問題を協議できる場として必要に応じて開催できるよう努めていきたい。

## 1.1 その他

- (1) 議事に先立ち委員長から、議案第5号、議案第6号及び報告事項(1)は人事に関する情報であることから審議に係る会議を公開しないこととする動議が提出され、全出席委員がこの動議に賛成し、当該審議については非公開として取り扱うこととし、報告事項(1)は、関係理事者（教育総務部長、学校教育部長、学校教育部副部長兼学

校管理課長、教育総務課長)による審議とすることに決定した。

- (2) 報告事項(1)は関係理事者のみによる審議のため「その他」終了後に審議を行うことについて、各委員承認し日程を変更することになった。
- (3) 会議録署名委員として、長谷川委員長職務代理者、原田委員が指名された。
- (4) 次回教育委員会は平成25年5月22日(水)午後3時30分開催に決定した。